

身近にこんなトラブルが!
かながわ消費生活

注意・警戒情報

インターネットで予約した旅行



思い掛けないトラブルに注意!



相談事例

旅行予約サイトから、ホテルと航空券を予約した。
数日後、予定が変わり、旅行を取りやめることにした。
キャンセル手続きをしたところ、キャンセル料を請求された。
予約してから数日しか経っていないが、支払わなければならないのだろうか。



解約や内容変更等の条件は、原則、契約内容に従うこととなります!
申し込む前に、契約条件や予約内容をよく確認してください!

- ◆旅行予約サイトや予約内容により、解約や内容変更等に関する条件は異なります。
- ◆申込み完了直後であっても、無条件で解約や内容変更等ができるとは限りません。

<チェックポイント!>

- ◆予約前に…
 - ・契約内容等をよく読み、契約条件や予約内容について十分に確認しましたか?
 - ・サイト運営事業者の基本情報や顧客対応窓口への問合せ手段等を確認しましたか?
- ◆予約後に…
 - ・予約確認メールや旅行予約サイト内のマイページを確認しましたか?

困ったときは、消費生活相談窓口にご相談ください!



消費生活課 ニャン吉

消費生活相談は
消費者ホットライン

☎局番なし 188
(身近な消費生活相談窓口につながります。)

国民生活センター
公式LINE
のご案内はこちら



◆「悪質な訪問販売 撲滅！ かながわ宣言」に 住宅リフォームに関係する団体が加わりました！

県では、事業者団体とともに「悪質な訪問販売 撲滅！ かながわ宣言」を行い、適正な勧誘に向けた取組を進めています。このたび、「宣言」の趣旨に賛同する3つの事業者団体が新たに宣言団体に加わり、宣言式を実施しました。

新規加入団体(3団体)

- ①一般社団法人日本損害保険協会神奈川損保会
- ②神奈川県瓦屋根工業連合会
- ③神奈川県板金工業組合

▼宣言式(令和4年10月18日)



悪質な訪問販売 撲滅！
かながわ宣言

「宣言」の取組についてはこちら



新規3団体による宣言

これまでの宣言団体(8団体)

- ・公益社団法人日本訪問販売協会
- ・神奈川県ケーブルテレビ協議会
- ・京浜新聞販売組合
- ・神奈川県生活協同組合連合会
- ・一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
- ・神奈川県新聞販売組合
- ・公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会
- ・一般社団法人生命保険協会神奈川県協会

◆悪質な訪問販売への注意喚起シールや啓発チラシを配布しています！

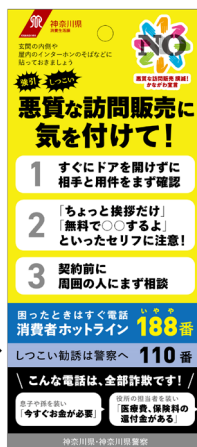
悪質な訪問販売からご自身や家族を守るため、玄関の内側や屋内のインターホンのそばなどに貼っていただく注意喚起シールや啓発チラシを配布しています。

ご希望の方は、次の問合せ先まで、お電話ください！

【問合せ先】

神奈川県消費生活課指導グループ 電話:045-312-1121(代表)

注意喚起シール→



募集中!!

参加無料 杉村太蔵氏講演!

くらしの経済講演会in厚木2023

開催日時：令和5年1月13日(金) 14~16時



詳細はこちら

困ったときは、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう

くらし安全防災局くらし安全部消費生活課(かながわ中央消費生活センター)相談第二グループ

消費生活課ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/index.html>

Facebook(かながわの消費生活) <https://www.facebook.com/kanagawa.shouhi/>

Twitter(かながわ中央消費生活センター) https://twitter.com/kanagawa_shouhi



〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 電話:045-312-1121(代表) / FAX:045-312-3506



神奈川県



悪質な訪問販売 撲滅!
かながわ宣言